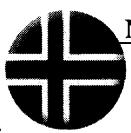


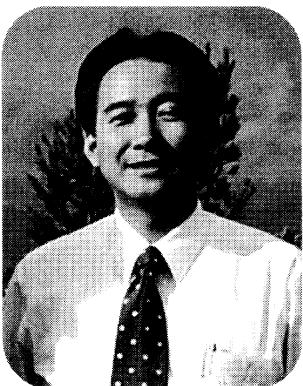
～介護保険の福祉用具との比較～

NORWAY
REPORT

ノルウェーの福祉機器事情

東京都立保健大学 作業療法士 木之瀬 隆

ブレッケストーレンよりフィヨルドを望む▲



木之瀬 隆氏

日本とは文化や政情が異なるので全てについて比較することは難しいが、利用者側のスタンスに立ち、福祉用具供給が行われている点では学ぶべきところが多い。

ノルウェーで高機能な福祉用具がどのように開発され、どのように利用者に供給されているか以前から関心があった。そこで、ノルウェーと日本の福祉用具を比較することで介護保険の福祉用具供給方法の問題点を明らかにしたい。

三国の中では福祉システムは発展途上にある国といえるが、日本の福祉サービスの質とは比べものにならない。

ノルウェーの政策では、障害者でも健常者と同様に通常の学校に通い、彼らが労働生活に完全に参加できるように促すことを基本方針としている。この理念は「完全参加と同権」と呼ばれ、福祉用具についての変革は、一九九四年から一九九七年にかけて障害者のための特別実行計画を打ち出したことが大きく影響している。それまでの障害者・高齢者の施設入所を在宅生活へ方向転換したことで、福祉用具の供給が大きく伸びるきっかけとなつた。

ノルウェーでは社会保障制度が整備されており、国家予算の約三七%が医療と社会福祉サービスに当てられている。ノルウェーの医療・社会福祉制度のほとんどは公営であり、国民保険税を財源としている。

福祉用具にかかる経費は一九九三年の一三九億円から六年後の一九九九年では二五九億円と、約二倍近い伸びとなつていて（図）。

この理由は上記の一九九四年からの施設入所を減らし、高齢者の在宅サービス並びにサービス・ホームといわれる、自宅で二十四時間のサービスが受けられる制度が動き始めたことによる。二十四時間の人的サービスのみでは難しいが、福祉用具を積極的に導入することで可能になつていて。今後も経費の増大は予測されるが、今まで施設入所にかかつた費用が福祉用具に回されているため、この第一〇年程は問題はない」と福祉用具の担当者は説明した。

福祉用具は障害者、高齢者が自宅で暮らし続けるために必要とするすべての国民に支給される。利用者に

今年の夏、福祉用具の選定・適合と供給を行うテクニカル・エイド・センター（Technical Aid Center: TAC）、ノルウェーの車いす開発メーカー、そしてナーシングホームをいくつか視察する機会を得た。

ノルウェーからの日本への輸出品で知られているのはノルウェーサーモン等の海産物や家具等である。その他に近年、高機能な車いす等の福祉用具の輸出も始まっている。北欧

ノルウェーの面積は日本とほぼ同じであるが、人口は約四三〇万人と日本と比べると約三十分の一で非常に少ない。行政区分は首都のオスロを含む一九のフィルケ（県）、四三五のコムユーネ（市町村）となつていて。

ノルウェーの政策では、障害者でも健常者と同様に通常の学校に通い、彼らが労働生活に完全に参加できるよう促すことを基本方針としている。この理念は「完全参加と同権」と呼ばれ、福祉用具についての変革は、一九九四年から一九九七年にかけて障害者のための特別実行計画を打ち出したことが大きく影響している。それまでの障害者・高齢者の施設入所を在宅生活へ方向転換したことで、福祉用具の供給が大きく伸びるきっかけとなつた。

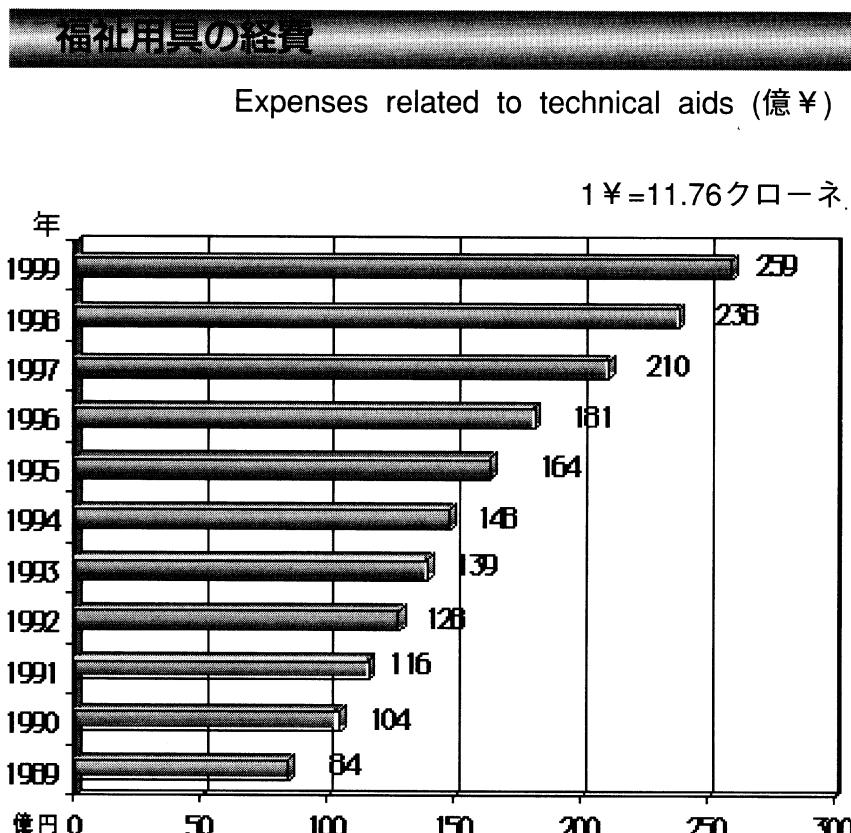


ノルウェーの高齢者福祉

福祉用具が供給される場合は、費用の上限は基本的にはない。そのため、福祉用具の必要な利用者にはTACが福祉用具の選定・適合を行い、供給する仕組みになっている。

介護保険における福祉用具供給の問題点

介護保険は利用者（要介護者）がサービスを選択して利用するのが基本であるが、高齢者の場合、サービスの選択を自分で行うことは難しい。要介護認定者（ケアマネジャー）による、介護認定を受けてからケアプランといわれるサービスメニューが提案される。提案されたメニューの中にホームヘルプサービス、福祉用具レンタルの車いすやベッド等がある。ケアマネジャーはケアプランの策定から費用計算、福祉用具の選定まですべてを任せているのが実情である。しかし、一般にはケアマネジャーが福祉用具に熟知している場合は少ない。福祉用具の選定には福祉用具プランナー、福祉用具専門相談員等の関与が必要であるが介護保険のシステムとして十分機能しているとはいえない。



また、介護保険では要介護認定により、高齢者が要介護度のランクづけがされ、費用の上限と利用者の自己負担がある。まず、ホームヘルプサービスによる介護サービスが基本であり、福祉用具のレンタル等に費用がかけられないのが実情である。そして、介護保険でレンタルされる福祉用具は利用者が本当に使いやす

ノルウェーでは人を植踏みするような要介護認定はない。もちろん、身体障害者手帳による障害等級もない。自宅で暮らすために、必要な人

に必要なサービスと福祉用具が、コミュニケーションの窓口で申請を受け、県のTACより供給される仕組みになっている。

視察は一〇日間と短い日程であったが、夏から秋へ変わるノルウェーの景色と、鈴なりの真っ赤ななかまじの実が印象的であった。また、視察したオールスン、オスロ、スタバンガーカーの町並み、そして大きく切れ込んだフィヨルド（写真）の鏡のように静かな水面とそれに写る木々と空の色が臉から離れない。

今回、視察の機会を与えて下さったノルウェー大使館の皆様に、紙面をお借りしてお礼を申し上げます。

文献
ノルウェー大使館編：「ノルウェーの福祉システム」
仲村優一、他編：「世界の社会福祉」（デンマーク、ノルウェー）旬報社 1999.3
Ministry of Health and Social Affairs:
The Norwegian Social Insurance Scheme. January 1999